世帯







年金収入165万円、障がい者のため非課税

✓所得税、住民税ともに課されない⇒本人は定額減税の対象外✓年金収入により合計所得48万円超⇒子の定額減税においても扶養親族とならない

所得超過のため父を扶養できない





個人住民税所得割 課税者



扶養できる

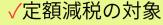
配偶者



収入なし非課税

✓所得税、住民税ともに課されない ⇒本人は定額減税の対象外 ✓配偶者の定額減税において扶養親

√配偶者の定額減税において扶養親族 等となる



2人(本人と配偶者)×(所得税 3万円+住民税 1万円)

=8万円

√個人住民税所得割課税者が世帯にいるため、低所得世帯向け給付の対象外

⇒父が不足額給付2の給付対象となる